

綱領

草案

- 一 我等は資本階級と労働階級の利益の一致せざることを確信す。
- 二 我等は團結の實力に依り生活の安定と向上を期す。
- 三 我等は合法的手段に依つて労働者階級の解放を期す。

行動綱領

- 一 労働者の團結権 罷業権の確立
- 二 完全なる失業救済施設の即時實施
- 三 賃銀値下時間延長並ニ解雇絶体反対
- 四 中間搾取制の徹底
- 五 臨時雇傭制の徹底
- 六 二重賃銀制の徹底
- 七 同一労働に対する同賃銀支給
- 八 最底賃銀制度の設定

16.2

- 十九 無産階級運動暴虐諸法令の廃止
- (1) 治安維持法 (2) 治安警察法 (3) 労働爭議調停法
(4) 暴力行為取締法 (5) 行政執行法 (6) 警察犯處罰令
(7) 違警罪即決令 (8) 盗犯防止令 (9) 形法其の他労働運動關係法規
- 二十 現行工場法の改正並ニ制定
- (1) 現行工場法の改正 (2) 屋外労働者災害保償法の制定
(3) 保險法の改正 (4) 失業保險法の制定 (5) 老年保險法の制定
(6) 膜疾保險法の制定 (7) 現行民法中雇傭契約關係法規の改正
(8) 婦人並ニ幼年労働者保護法の制定
- 二十一 労働者の政党加入の自由並ニ選舉權行使の絶体自由獲得
主メーデーに全國的休業
- 二十二 労働組合の產業別に依る結成 在 日本労働者保護委員會
- 二十三 無產階級の國際的提携

16.1